

令和6年度 公文書開示（5月決定分） 総務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R6. 4. 18	R6. 5. 2	総務局総務部総務課から受けたメールを総務局総務部情報公開課内に共有したメール及び添付されていた受付・処理票	7	1						1								1	(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量に又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	総務局総務部 情報公開課
2	R6. 4. 18	R6. 5. 2	1 行政不服審査法78条に基づく資料等の閲覧が出来ない。審査会文書の提出を求めたが、事務局担当〇〇氏に拒否された 東京都に特別の定めがあれば定め文書の請求					1												実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課
3	R6. 2. 29	R6. 5. 21	期日経過記録（令和5年12月15日）	1	1																総務局総務部 法務課
4	R6. 5. 8	R6. 5. 22	1 職員の懲戒処分等について（令和元年5月24日付） 2 職員の懲戒処分等について（令和元年9月4日付） 3 職員の懲戒処分等について（令和元年11月27日付）① 4 職員の懲戒処分等について（令和2年2月5日付） 5 職員の懲戒処分等について（令和2年9月4日付） 6 職員の懲戒処分等について（令和2年11月27日付） 7 職員の懲戒処分等について（令和3年2月10日付） 8 職員の懲戒処分等について（令和3年3月30日付） 9 職員の懲戒処分等について（令和3年9月28日付） 10 職員の懲戒処分等について（令和3年11月25日付） 11 職員の懲戒処分等について（令和4年2月10日付） 12 職員の懲戒処分等について（令和4年3月29日付） 13 職員の懲戒処分等について（令和4年5月26日付） 14 職員の懲戒処分等について（令和4年9月7日付） 15 職員の懲戒処分等について（令和4年11月29日付） 16 職員の懲戒処分等について（令和5年2月16日付） 17 職員の懲戒処分等について（令和5年3月30日付）	37	1																総務局人事部 人事課
5	R6. 5. 8	R6. 5. 22	1 職員の懲戒処分等について（令和元年5月31日付） 2 職員の懲戒処分等について（令和元年11月8日付） 3 職員の懲戒処分等について（令和元年11月27日付）② 4 職員の懲戒処分等について（令和2年3月27日付） 5 職員の懲戒処分等について（令和3年6月11日付） 6 職員の懲戒処分等について（令和4年4月20日付）	9	1						1									(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第2号) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため	総務局人事部 人事課
6	R6. 5. 8	R6. 5. 22	・令和6年3月27日 職員の懲戒処分等について ・令和5年12月7日 職員の懲戒処分等について ・令和5年11月28日 職員の懲戒処分等について ・令和5年9月6日 職員の懲戒処分等について ・令和5年7月13日 職員の懲戒処分等について ・令和5年5月30日 職員の懲戒処分等について	10																請求された公文書については、条例第18条第2項に規定する「インターネットによる公表情報等」に該当する公文書であるため	総務局人事部 人事課
7	R6. 5. 9	R6. 5. 23	令和6年江東区衆議院議員補欠選挙にかかる小池知事警護にかかる起案・稟議・合議・決裁者・責任者。車両通行止めをした法的根拠と同事案の処理結果。日別、場所別、被警備者別の警備要員の人数。要した経費等全て。					1												実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 総務課
8	R6. 5. 16	R6. 5. 29	令和7年に開催される東京都総合防災訓練に関して					1												実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総合防 災部防災戦略 課
9	R6. 5. 17	R6. 5. 31	1 控訴提起について（令和6年1月4日付3総総法訟第70号の25総務局訟務担当部長照会） 2 控訴提起について（令和6年1月9日付警.訟.訟1第3号警視庁警務部長回答）	2	1						1									(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局総務部 法務課